

第Ⅰ期成年後見制度利用促進基本計画

I 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人等が財産管理や身の回りの世話に関する契約締結などの法律的支援を提供する制度です。人口減少や少子高齢化、高齢者単身世帯の増加という社会背景の中で、権利擁護支援の必要性は高まっていますが、全国的に制度利用は十分とは言えず、周知や利用促進が課題となっています。

こうした状況の中、国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、ノーマライゼーション^{※1}、自己決定権の尊重、身上保護の重視という制度理念に基づく利用促進を図っています。成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」を、令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置・運営、市町村長申立て^{※2}、成年後見制度利用支援事業の適切な実施等が明記され、制度利用促進のための取組推進が求められています。

道においても、令和2年3月に「北海道成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村の取組を支援する体制を整備しています。

このような状況を受け、本町においても、認知症や障がいなどにより、財産の管理や日常生活等に支障がある町民の皆様を社会全体で支え合い、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「上士幌町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

^{※1}障がいのある人も高齢者も、すべての人が地域で同等の生活を送れる社会を実現するという福祉の基本理念。

^{※2}本人や親族による申立てが困難な場合に、市町村長が家庭裁判所に成年後見制度の利用を申し立てる制度。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項」に定める「市町村成年後見制度利用促進計画」として位置づけます。また、地域福祉計画の計画内に位置づけ、本町における各福祉関連計画との整合を図っていきます。

(3) 計画の期間

地域福祉計画と同様、令和8年度から12年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化や再犯防止に関する国の動向、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を法律的に支援し、保護するための制度です。本人の権利や財産を守り、自分らしい生活を送れるよう支援することを目的としています。

制度には、判断能力が不十分になった後に家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて後見人を契約で決める「任意後見制度」があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な状態にある方を支援するため、家庭裁判所に申立てを行い、後見人等を選任してもらう制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見※1」「保佐※2」「補助※3」の3つの類型があり、それぞれ支援内容や代理権の範囲が異なります。

後見人等は本人の財産管理や契約行為などを本人に代わって行い、その権利を守る重要な役割を担います。家族や専門職など、本人にとって最適な人が選任されます。

※1判断能力が著しく不十分で日常的な買い物も困難な方を対象とする法定後見の類型で、後見人が財産管理と身上保護の全般を代理する。

※2判断能力が著しく不十分で重要な財産行為に不安がある方を対象とする法定後見の類型で、保佐人が重要な法律行為に同意権を持つ。

※3判断能力が不十分で重要な財産行為に援助が必要な方を対象とする法定後見の類型。補助人が本人の同意を得て特定の行為を支援する。

(2) 任意後見制度

任意後見制度は、将来の判断能力低下に備え、判断能力があるうちに自らの意思で後見となる人（任意後見人）や支援内容を公正証書で契約しておく制度です。本人が望む支援内容や後見人を自分で選べる点が大きな特徴です。

判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人※を選任することで契約の効力が発生します。自己決定権を尊重した制度であり、将来への不安に備えて自分らしい生活を継続するための手段となります。

※任意後見契約の発効時に家庭裁判所が選任し、任意後見人の職務を監督する人。適正な後見業務の遂行を確保する役割を担う。

（3）成年後見人等の職務

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産管理や身上保護を行います。具体的には、預貯金の管理、不動産の処分、各種契約の締結・解約、介護サービスの利用契約、施設入所の手続きなどを行います。

また、本人の生活状況の把握、福祉サービスの調整、医療機関との連携など、生活全般をサポートします。定期的に家庭裁判所へ報告する義務があり、適正な職務遂行が求められます。

3 成年後見制度に関する現状・課題

（1）成年後見制度の利用状況

令和7年8月1日時点の本町における成年後見制度の利用者は6人となっています。類型別では、保佐が最も多く3名、後見2名、補助1名となっています。

権利擁護センター※へ相談に来る方は、身寄りがない方、高齢者、認知症の方が多く、障がいがある方からの相談はあまりない状況です。

※成年後見制度をはじめとする権利擁護全般に関する相談支援を行う機関。

（2）町長申立て件数

町長申立て件数は、令和2年～6年の5年間で5件ありました。

（3）市民後見人

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の資格をもたない親族以外の市民による成年後見人等です。市民後見人は支援を必要とする本人と同じ地域で生活しており、本人に寄り添ったきめ細やかな後見業務を行える強みがあることから、その活躍が期待されています。

市民後見人養成講座の受講者数は平成26年6名、平成29年8名、令和2年4名、令和6年3名となっています。

（4）本町の課題

本町では、町民や関係機関に対して、機会がある度に制度の周知を行っていますが、必要になった時でないと自分ごととして考えられない方も多く、制度の利用が進んでいかないのが現状です。

まずは、福祉・医療等の各関係機関が制度についての知識をしっかりと持ち、制度の利用促進を行っていきます。

4 基本的な考え方と全体像

認知症高齢者や知的、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な方が、地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の体制整備を推進します。成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの構築と中核機関の機能強化を進めるとともに、制度の周知啓発、相談支援体制の充実、担い手の育成など、総合的な取り組みを展開します。

| 基本方針 | 主な取り組み |
|----------------------|---|
| 地域連携ネットワークと中核機関の機能強化 | (1) 権利擁護センター機能の充実 (2) 地域連携ネットワーク協議会の運営と多職種連携の推進 (3) 制度利用支援と困難事例への対応 |
| 制度の周知・啓発と理解促進 | (1) 成年後見制度を学ぶ機会の創出 (2) 成年後見制度に関する情報提供 (3) 相談支援体制の充実 |
| 担い手の確保・育成と支援体制の充実 | (1) 市民後見人の養成と活動支援 (2) 法人後見の実施体制の整備・強化 (3) 後見人等への支援体制の充実 |

5 施策の展開

(1) 地域連携ネットワークと中核機関の機能強化

判断能力が不十分な方を地域全体で支える仕組みとして、福祉、医療、地域、司法等の関係機関・団体が連携する地域連携ネットワークを構築します。また、中核機関を中心に、権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を強化します。

具体的な取り組み

■権利擁護センター機能の充実

平成27年6月より権利擁護センターの運営業務を社会福祉協議会に業務委託しており、成年後見制度をはじめとする権利擁護全般に関する相談支援を実施しています。令和6年4月からは、権利擁護センターに中核機関の機能を備えて移行設置しました。中核機関となることで、権利擁護支援についての地域連携ネットワークとして法律専門職が関係者間に加わり、事例に応じた支援を仰ぐこととなり、後見人等候補者を選定する受任調整会議※が中核機関の機能として位置づけられています。

専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）や金融機関、医療・介護事業所との連携体制を構築し、判断能力が不十分な方の早期発見・早期支援につながる仕組みを整えます。

※成年後見制度の利用が必要な人に対して本人の状況や課題に応じた適切な後見人等候補者を検討し選定調整するための専門家会議。

■地域連携ネットワーク協議会の運営と多職種連携の推進

福祉、医療、地域、司法等の関係機関・団体で構成される協議会を運営し、地域における権利擁護支援の課題の共有、支援方策の検討、制度利用促進に向けた取り組みを推進します。

また、本人を中心に、成年後見人等、福祉・医療・地域の関係者が連携してチームで支援する体制を構築し、本人の意思を尊重した切れ目のない支援を実施します。

■制度利用支援と困難事例への対応

身寄りがない方や親族による申立てが期待できない方について、市町村長申立てを適切に実施します。また、経済的な理由により制度利用が困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施し、助成対象の拡大についても検討を進めます。

さらに、判断能力の低下と身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている等、権利擁護支援が必要な人への支援のあり方について、成年後見制度利用検討委員会※にて協議・検討を行います。

※判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要と思われるケースについて支援の必要性や方法を多職種で協議検討する委員会。

(2) 制度の周知・啓発と理解促進

成年後見制度や権利擁護支援について、住民や関係機関の理解を深め、必要な方が適切に制度を利用できるよう、周知・啓発活動を強化します。また、本人の意思決定支援や身上保護を重視した制度運用についても理解を促進します。

具体的な取り組み

■成年後見制度を学ぶ機会の創出

個人の人権が尊重され、地域で安心して自立した生活が送れるように利用者や家族だけではなく、地域全体で権利擁護の考え方や制度などを学べる機会をつくります。

住民向けの講演会や関係機関・団体向けの研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めます。特に、本人の意思決定支援の重要性や、早期相談の必要性について啓発します。また、行政区、老人クラブ、障がい者団体などに出向いて出前講座を実施し、身近な場所での学習機会を提供します。

■成年後見制度に関する情報提供

広報紙、ホームページ、SNSなどを活用し、成年後見制度や権利擁護支援に関する情報を定期的に発信します。制度の概要だけでなく、具体的な利用事例や相談窓口の情報も提供します。

また、わかりやすいパンフレットやリーフレットを作成し、関係機関の窓口などに配置するとともに、各種イベントでの配布や高齢者・障がい者世帯への情報提供を行います。

■相談支援体制の充実

権利擁護センターを窓口とする相談支援や、弁護士による「町民法律相談」を利用するなど、気軽に相談できる機会を提供します。

また、判断能力が低下する前の段階から相談できる体制を整備し、早期の段階から適切な支援につなげることで、本人の意思を尊重した支援を実現します。さらに、学校教育や生涯学習の場において、人権教育や福祉教育の一環として、権利擁護や成年後見制度について学ぶ機会を設けます。

(3) 担い手の確保・育成と支援体制の充実

成年後見人等の担い手を確保・育成するとともに、後見人等が適切に職務を遂行できるよう支援体制を充実します。特に、市民後見人の養成や法人後見の実施体制の整備を進め、地域における権利擁護支援の基盤を強化します。

具体的な取り組み

■市民後見人の養成と活動支援

市民後見人養成研修の広域的な共同開催を行うとともに、修了者については法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員としての活動につながるよう支援します。

また、法人後見における支援員の活動を支援するため、研修機会の提供、活動費の補助、活動保険の加入支援などを行い、町民が安心して活動できる環境を整えます。

■法人後見の実施体制の整備・強化

社会福祉協議会による法人後見の実施体制を整備・強化し、親族後見人^{※1}や専門職後見人^{※2}では対応が難しいケースにも対応できる体制を構築します。

また、複数の後見ケースを安定的に受任できる体制を整え、地域における権利擁護支援の受け皿としての機能を強化します。さらに、成年後見制度以外の権利擁護支援として、日常生活自立支援事業^{※3}の充実や、任意後見制度の利用促進など、本人の状況に応じた支援の選択肢の充実を図ります。

^{※1}本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹など、親族が家庭裁判所から選任されて成年後見人等となり、本人の財産管理や身上保護を行う支援者。

^{※2}弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門資格を持つ人が家庭裁判所から選任され、専門知識を活かして後見業務を行う支援者。

^{※3}判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援する社会福祉協議会が実施する事業。

■後見人等への支援体制の充実

後見人等が抱える課題や悩みに対応するため、相談支援体制を整備します。また、後見人等が集まって情報交換や事例検討を行う機会を設け、孤立せずに活動できる環境を整えます。

後見人等を対象とした研修会を定期的に開催し、法改正への対応、意思決定支援の実践、身上保護の充実など、必要な知識・技術の向上を図ります。親族が後見人等となっている場合にも、必要な情報提供や相談支援を行い、適切に職務を遂行できるよう支援します。

さらに、後見人等による不正行為を防止するため、家庭裁判所との連携を強化し、適切な後見監督が行われる体制を構築します。